

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

第1 改正の趣旨

組織及び機構の変更等に伴う関係規則の整備を行う。

第2 改正の内容

- (1) 岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う
- (2) 岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (3) 岩見沢市事案決裁規則の一部改正
 - ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う。
- (4) 岩見沢市文書管理規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (5) 岩見沢市庁舎管理規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (6) 岩見沢市情報公開条例施行規則の一部改正
 - ・事務分掌の変更に伴う改正を行う。
- (7) 岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (8) 岩見沢市行政手続・行政不服審査会規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (9) 岩見沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (10) 岩見沢市職員の退職管理に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (11) 職務の級に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (12) 岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (13) 管理職手当の支給に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。
- (14) 特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正
 - ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。

(15) 岩見沢市財務規則の一部改正

- ・組織及び機構の変更に伴う改正を行う。

(16) 岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正

- ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う。

(17) 岩見沢市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正

- ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う。

(18) 岩見沢市長の権限に属する事務の委任規則の一部改正

- ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う。

(19) 岩見沢市病院事業事業案決裁規則の一部改正

- ・組織及び機構並びに事務分掌の変更に伴う改正を行う。

第3 施行期日

令和7年4月1日

岩見沢市規則第19号

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する

令和7年3月31日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市事務分掌条例施行規則等の一部を改正する規則

(岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正)

第1条 岩見沢市事務分掌条例施行規則(昭和53年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「庶務課庶務係」を「総務課総務係」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第1中

「

総務部	秘書課	秘書係
	広報室	広報係
	庶務課	庶務係、文書法制係
	防災対策室	防災対策係、計画係
	職員課	職員係、職員厚生係
企画財政部	企画室	企画調整係
	契約検査管理課	契約係
	財政課	財務係、財産管理係

	税務課	管理係、市民税係、資産税係、納税係
情報政策部	情報政策課	情報化推進係、地域イノベーション推進係
	情報システム課	情報システム係、デジタル自治体推進係

」

を

「

総務部	秘書課	秘書係
	広報室	広報係
	総務課	総務係、文書法制係
	防災対策室	防災対策係、計画係
	職員課	職員係
	契約検査管理課	契約係
企画財政部	企画室	企画調整係
	財政課	財務係、財産管理係
	税務課	管理係、市民税係、資産税係、納税係
	情報政策課	情報化推進係、地域イノベーション推進係
	情報システム課	情報システム係、デジタル自治体推進係

」

に、

「

経済部	商工労政課	商工労政係
	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係

観光物産振興課	観光振興係
企業立地推進室	

」

を

「

経済部	商工労政課	商工労政係、中心市街地活性化推進係
	観光物産振興課	観光振興係
	企業立地推進室	

」

に改める。

別表第2総務部庶務課の項中「庶務課」を「総務課」に、「庶務係」を「総務係」に改める。

別表第2総務部庶務課庶務係の項中第16号を削る。

別表第2総務部の項中

「

職員課	職員係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の任免に関すること。 (2) 職員の賞罰、分限及び懲戒に関すること。 (3) 職員の服務に関すること。 (4) 費用弁償及び旅費基準に関すること。 (5) 臨時の任用職員及び会計年度任用職員の任用に関すること。 (6) 職員団体に関すること。 (7) 職員の定数に関すること。 (8) 給与に係る制度の研究、企画及び調整に関すること。
-----	-----	--

		<p>(9) 紹与の決定、認定及び支給に関すること。</p> <p>(1 0) 特別職報酬等審議会に関すること。</p> <p>(1 1) 報酬に関すること。</p> <p>(1 2) 行政組織及び職務権限に関すること。</p> <p>(1 3) 事務改善に関すること。</p> <p>(1 4) 職員研修の企画、実施及び指導助言に関すること。</p> <p>(1 5) 公平委員会に関すること。</p>
職員厚 生係		<p>(1) 都市職員共済組合に関すること。</p> <p>(2) 職員の安全衛生管理に関すること。</p> <p>(3) 職員の健康管理に関すること。</p> <p>(4) 職員の公務災害に関すること。</p> <p>(5) 職員福利厚生会に関すること。</p> <p>(6) 職員給与の諸控除に関すること。</p> <p>(7) 恩給等に関すること。</p> <p>(8) 職員の被服貸与に関すること。</p> <p>(9) 職員住宅に関すること。</p> <p>(1 0) 福利厚生施設に関すること。</p> <p>(1 1) 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の社会保障等に関すること。</p>

」

を

「

職員課	職員係	<p>(1) 職員の任免に関すること。</p> <p>(2) 職員の賞罰、分限及び懲戒に関すること。</p> <p>(3) 職員の服務に関すること。</p> <p>(4) 費用弁償及び旅費基準に関すること。</p> <p>(5) 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任用に関すること。</p>
-----	-----	--

		<p>(6) 職員団体に関すること。</p> <p>(7) 職員の定数に関すること。</p> <p>(8) 給与に係る制度の研究、企画及び調整に関すること。</p> <p>(9) 給与の決定、認定及び支給に関すること。</p> <p>(1 0) 特別職報酬等審議会に関すること。</p> <p>(1 1) 報酬に関すること。</p> <p>(1 2) 行政組織及び職務権限に関すること。</p> <p>(1 3) 事務改善に関すること。</p> <p>(1 4) 職員研修の企画、実施及び指導助言に関すること。</p> <p>(1 5) 公平委員会に関すること。</p> <p>(1 6) 都市職員共済組合に関すること。</p> <p>(1 7) 職員の安全衛生管理に関すること。</p> <p>(1 8) 職員の健康管理に関すること。</p> <p>(1 9) 職員の公務災害に関すること。</p> <p>(2 0) 職員福利厚生会に関すること。</p> <p>(2 1) 職員給与の諸控除に関すること。</p> <p>(2 2) 恩給等に関すること。</p> <p>(2 3) 職員の被服に関すること。</p> <p>(2 4) 職員住宅に関すること。</p> <p>(2 5) 福利厚生施設に関すること。</p> <p>(2 6) 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の社会保険等に関すること。</p>
契約検査管理課	契約係	<p>(1) 工事の入札及び契約（工事に関連する業務委託を含む。）に関すること。</p> <p>(2) 入札参加資格審査及び指名委員会に関すること。</p> <p>(3) 入札契約制度の調査研究に関すること。</p>

		<p>(4) 入札参加者の選考方法等の改善に関すること。</p> <p>(5) 物品の購入及び修理に関すること。</p> <p>(6) 電子入札に関すること。</p> <p>(7) 土木、建築、設備工事等に係る契約事務の総合調整に関すること。</p> <p>(8) 工事（工事に関する設計、測量及び地質調査の委託業務を含む。）の検査、指導及び履行の確認等の総括に関すること。</p> <p>(9) 工事の技術指導に関すること。</p> <p>(10) 工事の基準に関すること。</p> <p>(11) 工事に供する材料の検査に関すること。</p> <p>(12) 工事（工事に関する設計、測量及び地質調査の委託業務を含む。）成績の評定に関すること。</p>
--	--	--

」

に改める。

別表第2企画財政部企画室の項を次のように改める

企画室	企画調整係	<p>(1) 総合計画の策定及び進行管理に関すること。</p> <p>(2) 教育に関する大綱の策定及び総合教育会議に関すること。</p> <p>(3) 国、道等の特定課題に係る総合調整、調査研究、企画等に関すること。</p> <p>(4) 市政方針の調整に関すること。</p> <p>(5) 国、道等に対する陳情及び要望の調整に関すること。</p> <p>(6) 広域行政に関すること。</p> <p>(7) 空知地方総合開発期成会に関すること。</p> <p>(8) ふるさと市町村圏に関すること。</p> <p>(9) 合併に係る進行管理及び調整に関すること。</p> <p>(10) 行財政改革等の推進及び進行管理に関すること。</p>
-----	-------	--

		(1 1) 行政評価に関すること。 (1 2) 公共交通に関すること。
--	--	--

別表第2企画財政部税務課管理係の項中「及び税外」を「に係る」に改める。

別表第2企画財政部の項中契約検査管理課の項を削り、税務課の項の次に次のように加える。

情報政策課	情報化推進係	(1) 情報通信技術に係る調査検討及び総合調整に関すること。 (2) 情報通信基盤の整備及び運用管理に関すること。 (3) 利活用機能の社会実装及び運用管理に関すること。 (4) 情報通信関連産業の創出に関すること。
地域イノベーション推進係		(1) 情報通信技術及び未来技術活用による社会変革に関すること。 (2) 地域の持続性確保に係る産学官連携・共創推進に関すること。
情報システム課	情報システム係	(1) 行政情報システム及びネットワークに係る総合調整及び運用管理に関すること。 (2) 行政情報システムに係るデータの保護及び管理に関すること。 (3) 情報セキュリティ対策に関すること。
デジタル自治体推進係		(1) 行政サービスのデジタル技術活用に係る調査検討及び総合調整に関すること。 (2) 業務プロセス及びシステムに係る標準化・共通化に関すること。 (3) オープンデータ化推進に関すること。

別表第2情報政策部の項を削る。

別表第2健康福祉部高齢介護課地域包括支援センターの項を次のように改める。

地域包	事業係	(1) 介護予防給付における介護予防支援に関すること。
-----	-----	-----------------------------

括支援 センタ ー	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントに関すること。 (3) 介護予防に関すること。 (4) 高齢者の総合相談、権利擁護及び虐待の防止に関すること。 (5) 包括的・継続的ケアマネジメントに関すること。 (6) 認知症対策に関すること。 (7) 在宅医療・介護連携推進事業に関すること。
-----------------	--

別表第2 健康福祉部こども未来課の項を次のように改める。

こども 未来課	こども 福祉係	(1) 子どもの医療費の助成に関すること。 (2) ひとり親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関すること。 (3) 養育医療の給付に関すること。
	保育幼 稚園係	(1) 幼稚園に関すること。 (2) 市立へき地保育所に関すること。 (3) 保育所等の入所及び退所に関すること。 (4) 幼稚園使用料及び保育所費の賦課徴収に関するこ と。 (5) 関係機関、団体との連絡調整に関すること。 (6) その他所管に関すること。
	ふれあ い子 どもセン ター	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24 条第1項に規定する児童の保育及び幼児教育を行うこ と。 (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第19条第2号又は第3号に規定する児童の保育及び 幼児教育を行うこと。
こ ど も 家 庭 セ		(1) 子育て支援に関すること。 (2) 児童福祉に関すること。 (3) 発達支援に関すること。

シ タ 一	(4) 母子保健に関すること。 (5) 障がい児の福祉に関すること。 (6) 医療的ケア児に関すること。 (7) 関係機関、団体との連絡調整に関すること。 (8) その他所管に関すること。
こ ど も・子 育て応 援係	(1) 子ども・子育て会議に関すること。 (2) 子ども・子育て応援事業に関すること。 (3) あそびの広場の運営に関すること。 (4) 関係機関、団体との連絡調整に関すること。 (5) その他所管に関すること。

別表第2 経済部商工労政課の項を次のように改める。

商工労政課	商工労政係	(1) 雇用促進等に関すること。 (2) 商工業振興及び経営近代化等に関すること。 (3) 岩見沢市鉄北地域振興センターの管理に関すること。 (4) 勤労者福祉事業に関すること。 (5) 職業能力向上等に関すること。 (6) 中小企業等の経営指導、相談及び金融に関すること。 (7) 起業家の育成に関すること。 (8) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）及びガス事業法（昭和29年法律第51号）の法定委譲関係に関すること。 (9) 公設道央地方卸売市場に関すること。
中心市街地活性化推進係		(1) 中心市街地の活性化対策に関すること。 (2) 駅周辺施設の有効活用に関すること。 (3) 商業業務集積地区活性化に関すること。

別表第2 経済部中心市街地活性化推進室の項を削る。

別表第2 建設部公園緑地課公園緑地事業係の項第3号中「(緑の少年団に関するものを含む。)」を削る。

(岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則の一部改正)

第2条 岩見沢市会計管理者の補助組織に関する規則(平成19年規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める

別表第1(第6条、第7条関係)

現金出納員の設置箇所		現金出納員	現金収納員
		現金出納員と会計管理者が なる者の職の委任する取扱 指定	現金収納員と なる者の職の 指定
総務部	総務課	総務課長	所管に係る収 担当係員 入事務
	防災対策室	防災対策室長	
	契約検査管理 課	契約検査管理 課長	
企画財政部	企画室	企画室長	〃
	財政課	財政課長	
	税務課	税務課長	
健康福祉部	健康づくり推 進課	健康づくり推 進課長	〃
	福祉課	福祉課長	
	高齢介護課	高齢介護課長	
	こども未来課	こども未来課 長	
	保護課	保護課長	
市民環境部	市民連携室	市民連携室長	〃
	市民サービス 課	市民サービス 課長	

	保険年金課	保険年金課長		〃
	北村支所	北村支所長		〃
	栗沢支所	栗沢支所長		〃
	環境保全課	環境保全課長		〃
	廃棄物対策課	廃棄物対策課長		〃
農政部	北村産業振興課	北村産業振興課長	〃	〃
	栗沢産業振興課	栗沢産業振興課長		〃
経済部	商工労政課	商工労政課長	〃	〃
建設部	建設管理課	建設管理課長	〃	〃
	土木課	土木課長		〃
	公園緑地環境課	公園緑地環境課長		〃
	建築課	建築課長		〃
農業委員会	農業委員会	農業委員会事務局長	〃	〃
教育委員会	学校教育課	学校教育課長	〃	担当係員並びに小中学校長及び義務教育学校長又はその他の職員
	学校給食課	学校給食課長		担当係員及び小中学校長又は義務教育学校長
	生涯教育課	生涯教育課長		担当係員
	図書館	図書館長		〃

緑陵高等学校	緑陵高等学校 事務長	〃
--------	---------------	---

別表第2（第6条、第7条関係）

物品出納員の設置箇所		物品出納員	物品出納補助員	
		物品出納員と なる者の職の 指定	会計管理者が 委任する取扱 事務	
総務部	秘書課	秘書課長	所管に係る出 納事務	担当係員
	総務課	総務課長		〃
	防災対策室	防災対策室長		〃
	職員課	職員課長		〃
	契約検査管理 課	契約検査管理 課長		〃
企画財政部	企画室	企画室長	〃	〃
	財政課	財政課長		〃
	税務課	税務課長		〃
健康福祉部	健康づくり推 進課	健康づくり推 進課長	〃	〃
	福祉課	福祉課長		〃
	高齢介護課	高齢介護課長		〃
	こども未来課	こども未来課 長		〃
	保護課	保護課長		〃
市民環境部	市民連携室	市民連携室長	〃	〃
	市民サービス 課	市民サービス 課長		〃
	保険年金課	保険年金課長		〃
	北村支所	北村支所長		〃

	栗沢支所	栗沢支所長		〃
	環境保全課	環境保全課長		〃
	廃棄物対策課	廃棄物対策課長		〃
農政部	農務課	農務課長	〃	〃
	農業基盤整備課	農業基盤整備課長		〃
	北村産業振興課	北村産業振興課長		〃
	栗沢産業振興課	栗沢産業振興課長		〃
経済部	商工労政課	商工労政課長	〃	〃
	観光物産振興課	観光物産振興課長		〃
	企業立地推進室	企業立地推進室長		〃
建設部	建設管理課	建設管理課長	〃	〃
	遊水地建設室	遊水地建設室長		〃
	土木課	土木課長		〃
	公園緑地環境課	公園緑地環境課長		〃
	都市計画課	都市計画課長		〃
	建築課	建築課長		〃
会計室	会計室	会計室長	〃	室員
議会	議会事務局	議会事務局次長	〃	担当係員
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	選挙管理委員会事務局長	〃	〃

監査委員	監査委員事務局	監査委員事務局長	〃	〃
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会事務局長	〃	〃
教育委員会	学校教育課	学校教育課長	〃	〃
	指導室	指導室長		〃
	学校給食課	学校給食課長		〃
	小中学校	小中学校長		小中学校教頭
	義務教育学校	義務教育学校長		義務教育学校教頭
	生涯教育課	生涯教育課長		担当係員
	図書館	図書館長		〃
	緑陵高等学校	緑陵高等学校事務長		〃

(岩見沢市事案決裁規則の一部改正)

第3条 岩見沢市事案決裁規則（平成12年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「庶務課長」を「総務課長」に、「庶務係長」を「総務係長」に改める。

別表第1共通決裁事案1庶務に関する事案中

「

(32) 職員に被服を貸与すること。	○			
--------------------	---	--	--	--

」

を

「

(32) 職員の被服に 関すること。	○			
-----------------------	---	--	--	--

」

に改める。

別表第1 共通決裁事案2 人事に関する事案中

「

(5) 宿泊を要する旅行及び道外への旅行を命令し、復命を受けること（内国旅行に限る。）。	課長以下 非常勤職員	常勤の特別職 部長	総務部長 職員課長 職員係長 (道外への旅行及び部長以上の旅行に限る。)
--	---------------	--------------	---

」

を

「

(5) 宿泊を要する旅行又は道外への旅行を命令し、復命を受けること（内国旅行に限る。）。	課長以下 非常勤職員	常勤の特別職 部長	総務部長 職員課長 職員係長 (道外への旅行又は部長以上の旅行に限る。)
--	---------------	--------------	---

」

に改める。

別表第2 個別決裁事案1 総務部の項中「庶務課」を「総務課」に改め、同項に次の1項を加える。

契約検査管理課			
項目	決裁権者		
	課長	部長	市長
(1) 工事、物品等の競争入札参加資格に關すること。			○

(2) 工事等指名競争入札参加者指名基準に関すること。			○
(3) 入札参加資格者の指名停止処分に関すること。			○
(4) 共同企業体の資格登録に関すること。			○
(5) 入札参加資格者の変更届の受理に関すること。		○	

別表第2個別決裁事案2企画財政部の項中契約検査管理課の項を削り、税務課の項の次に次の1項を加える。

情報政策課	項目	決裁権者		
		課長	部長	市長
(1) 地域産業情報等の受発信に関すること。			○	
(2) 映像、音声、データ等を用いた地域産業情報の製作に関すること。	○			
(3) 公共アプリケーションシステムの運営に関すること。		○		
(4) システムの設計及びプログラムの作成並びに管理に関すること。	○			

別表第2個別決裁事案中3情報政策部の項を削り、「4 健康福祉部」を「3 健康福祉部」に、「5 市民環境部」を「4 市民環境部」に、「6 農政部」を「5 農政部」に、「7 経済部」を「6 経済部」に、「8 建設部」を「7 建設部」に改める。

(岩見沢市文書管理規則の一部改正)

第4条 岩見沢市文書管理規則(平成12年規則第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「庶務課」を「総務課」に改める。

(岩見沢市庁舎管理規則の一部改正)

第5条 岩見沢市庁舎管理規則(平成6年規則第22号)の一部を次のように

に改正する。

第4条第1項の表中「庶務課長」を「総務課長」に改める。

(岩見沢市情報公開条例施行規則の一部改正)

第6条 岩見沢市情報公開条例施行規則(平成14年規則第19号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「庶務課」を「 課」に改める。

様式第2号中「庶務課」を「 課」に改める。

様式第3号中「庶務課」を「 課」に改める。

(岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会規則の一部改正)

第7条 岩見沢市情報公開・個人情報保護審査会規則(平成14年規則第20号)の一部を次のように改正する。

第4条中「庶務課」を「総務課」に改める。

(岩見沢市行政手続・行政不服審査会規則の一部改正)

第8条 岩見沢市行政手続・行政不服審査会規則(平成19年規則第32号)の一部を次のように改正する。

第10条中「庶務課」を「総務課」に改める。

(岩見沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則の一部改正)

第9条 岩見沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等条例施行規則(昭和43年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「学校教育部」を「教育部」に改める。

(岩見沢市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第10条 岩見沢市職員の退職管理に関する規則(平成28年規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

福祉事務所長
会計管理者
次長

課長
室長
主幹

」

を

「

福祉事務所長
次長
課長
室長
会計管理者
主幹

」

に改める。

(職務の級に関する規則の一部改正)

第11条 職務の級に関する規則（昭和36年規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 行政職給料表の級別職務分類表中

「

5級	課長 室長 参事 議会事務局次長 東京事務所長 地域包括支援センター長 こども家庭センター長 統括支援員 支所長 主幹 局長 図書館長 事務長の職務
6級	理事 部長 福祉事務所長 議会事務局長 会計管理者 次長の職務

」

を

「

5級	課長 室長 会計管理者 参事 議会事務局次長 東京事務所長 地域包括支援センター長 こども家庭センター長 統
----	--

	括支援員 支所長 主幹 局長 図書館長 事務長の職務
6級	理事 部長 福祉事務所長 議会事務局長 次長の職務

」

に改める。

(岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第12条 岩見沢市会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和2年規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1職種別基準表1会計年度任用職員行政職給料表職種別基準表を次のように改める。

1 会計年度任用職員行政職給料表職種別基準表

職種	基礎号俸		上限	
	職務の級	号俸	職務の級	号俸
業務補助員	1	1	1	5
病院事務補助員	1	1	1	5
医局秘書	1	1	1	5
労務員	1	1	1	5
病院用務員	1	1	1	5
運転員	1	1	1	5
看護業務補助員(外来)	1	1	1	5
リネン業務員	1	1	1	5
事務当直員	1	1	1	5
医師事務作業補助員(経験3年未満)	1	1	1	10
看護業務補助員(病棟)	1	1	1	10
介護員	1	1	1	17
地域医療連携業務補助員	1	1	1	17
広報活動事務補助業務員	1	1	1	17
総合案内業務員	1	1	1	17
施設用務員	1	1	1	17

教育大学連携活動推進業務員	1	1	1	1 7
契約管理事務補助業務員	1	1	1	1 7
税務事務補助業務員	1	1	1	1 7
マイナンバーカード交付業務員	1	1	1	1 7
統計調査事務補助業務員	1	1	1	1 7
社会福祉総務運営事務補助業務員	1	1	1	1 7
児童手当等給付事務補助業務員	1	1	1	1 7
介護予防支援業務員	1	1	1	1 7
健康ひろば管理業務員	1	1	1	1 7
健康寿命延伸事務補助業務員	1	1	1	1 7
特定健康診査等業務員	1	1	1	1 7
環境行政推進員	1	1	1	1 7
多面的機能支払事務補助業務員	1	1	1	1 7
加工センター管理業務員	1	1	1	1 7
土壤分析補助業務	1	1	1	1 7
支所管理事務補助業務員	1	1	1	1 7
道路新設改良事務補助業務員	1	1	1	1 7
監査事務補助業務員	1	1	1	1 7
事務局管理事務補助業務員	1	1	1	1 7
学校事務補	1	1	1	1 7
学校用務員	1	1	1	1 7
特別支援教育支援員	1	1	1	1 7
登校支援指導員	1	1	1	1 7
生涯学習支援員	1	1	1	1 7
絵画ホール管理員	1	1	1	1 7

郷土科学館管理指導員	1	1	1	1 7
施設営繕業務員	1	1	1	1 7
青少年専任補導員	1	1	1	1 7
放課後児童クラブ補助員	1	1	1	1 7
ふれあい子どもセンター調理員	1	1	1	1 7
ふれあい子どもセンター用務員	1	1	1	1 7
図書貸出補助業務員	1	1	1	1 7
実習助手	1	1	1	1 7
事務補助業務員	1	1	1	1 7
医師事務作業補助員（経験3年以上）	1	1	1	1 9
本庁舎汽缶士業務員	1	1	1	1 9
本庁舎管理業務員	1	1	1	1 9
電話交換業務員	1	1	1	1 9
公文書管理専門員	1	1	1	1 9
市史編さん業務員	1	1	1	1 9
印刷業務員	1	1	1	1 9
広域行政補助業務	1	1	1	1 9
交通安全対策業務員	1	1	1	1 9
市民サービス窓口業務員	1	1	1	1 9
有明交流プラザサービスセンター業務員	1	1	1	1 9
幌向サービスセンター業務員	1	1	1	1 9
万字連絡所業務員	1	1	1	1 9
美流渡サービスセンター業務員	1	1	1	1 9
財産管理業務員	1	1	1	1 9

障がい者福祉窓口業務員	1	1	1	1 9
介護保険料収納補助業務員	1	1	1	1 9
健康づくり支援業務員	1	1	1	1 9
国民健康保険料相談業務員	1	1	1	1 9
医療費助成窓口業務員	1	1	1	1 9
国民健康保険料等徴収窓口業務員	1	1	1	1 9
環境衛生対策業務員	1	1	1	1 9
環境活動推進業務員	1	1	1	1 9
ごみ減量対策推進員	1	1	1	1 9
清掃指導パトロール員	1	1	1	1 9
土地改良事業推進業務員	1	1	1	1 9
農業試験圃補助員	1	1	1	1 9
用排水施設維持管理業務員	1	1	1	1 9
遊水地建設推進業務員	1	1	1	1 9
市営住宅營繕業務員	1	1	1	1 9
給水装置申請受付補助業務員	1	1	1	1 9
出納業務員	1	1	1	1 9
支所庁舎管理業務員	1	1	1	1 9
児童館厚生員	1	1	1	1 9
こども館指導員	1	1	1	1 9
放課後児童クラブ指導員	1	1	1	1 9
図書貸出業務員	1	1	1	1 9
病院事務職員	1	1	1	1 9
医事相談員	1	1	1	1 9
病院ボイラー技士	1	1	1	1 9
警備員	1	1	1	1 9
病院管理業務員	1	1	1	1 9
車両運転業務員	1	1	1	2 2

広報連絡調整業務員	1	1	1	2 2
市民相談業務員	1	1	1	2 2
夜間急病センター管理業務員	1	1	1	2 2
生活保護面接相談員	1	1	1	2 2
清掃指導パトロール管理業務員	1	1	1	2 2
道路パトロール員	1	1	1	2 2
公園管理業務員	1	1	1	2 2
水道施設維持管理業務員	1	1	1	2 2
部活動指導員	1	1	1	2 2
地域コーディネーター	1	1	1	2 2
ことばの教室専門員	1	1	1	2 2
学校教育指導員	1	1	1	2 2
教育研究所員	1	1	1	2 2
絵画ホール館長	1	1	1	2 2
家庭相談員	1	1	1	2 2
育児支援員	1	1	1	2 2
つどいの広場支援員	1	1	1	2 2
放課後児童クラブ長	1	1	1	2 2
児童館長	1	1	1	2 2
医師事務作業補助（指導員）	1	1	1	2 3
介護福祉士	1	1	1	2 3
年金相談員	1	1	1	2 3
朝日簡易郵便局業務員	1	1	1	2 3
万字簡易郵便局業務員	1	1	1	2 3
障害支援区分認定調査員	1	1	1	2 3
母子・父子自立支援員	1	1	1	2 3
介護認定調査業務員	1	1	1	2 3
国民健康保険料徴収・相談業	1	1	1	2 3

務員				
診療報酬明細書点検業務員	1	1	1	2 3
国民健康保険料等徴収業務員	1	1	1	2 3
中心市街地活性化推進業務員	1	1	1	2 3
赤川鉱山・鉱場保安業務員	1	1	1	2 3
市営住宅使用料徴収業務員	1	1	1	2 3
教育研究所長	1	1	1	2 3
登校支援室長	1	1	1	2 3
学校給食費徴収業務員	1	1	1	2 3
青少年センター所長	1	1	1	2 3
保育料徴収・窓口業務員	1	1	1	2 3
本庁舎宿日直業務員	1	1	1	2 5
防災対策業務員	1	1	1	2 5
消費生活専門相談員	1	1	1	2 5
赤川鉱山・鉱場保安管理者	1	1	1	2 5
東京事務所管理事務補助業務員	1	1	1	2 6
農業試験圃作業員	1	1	1	2 6
美流渡コミュニティセンター管理業務員	1	1	1	2 9
教育支援コーディネーター	1	1	1	2 9
特別支援教育専門員	1	1	1	2 9
スクールソーシャルワーカー	1	1	1	2 9
児童交通安全指導業務員	1	1	1	3 2
保育士（クラス担任なし）	2	1	2	2
学校給食アレルギー対応業務員（栄養士）	2	1	2	2
地域医療連携相談員	2	1	2	8
地域生活支援相談員	2	1	2	8

手話通訳業務員	2	1	2	8
看護業務員	2	1	2	8
介護支援専門員	2	1	2	8
栄養指導業務員	2	1	2	8
歯科指導業務員	2	1	2	8
保育所看護師	2	1	2	8
学校看護師	2	1	2	8
ことばの教室指導員	2	1	2	8
学校給食アレルギー対応業務員（管理栄養士）	2	1	2	8
保育士（クラス担任有）	2	1	2	8
介護業務員（資格有）	2	1	2	8
広域行政調整業務員	2	1	2	9
健康相談・保健指導業務員	2	1	2	9
保育士（主任）	2	1	2	1 6
主任介護支援専門員	2	1	2	2 2
社会福祉士	2	1	2	2 2
地域林政アドバイザー	2	1	2	2 4
農業技術専門員	2	1	2	2 4
時間講師	2	1	2	2 7
専任講師	2	1	2	2 7
車両検査整備業務員	2	1	2	3 9
防災担当業務員	2	1	2	6 1

別表第1 職種別基準表3 会計年度任用職員医療職給料表(2) 職種別基準表中

「

相当困難な業務を行う薬剤師	3	1	3	3 9
---------------	---	---	---	-----

」

を

「

相当困難な業務を行う薬剤師	3	1	3	1
---------------	---	---	---	---

」

に改める。

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第13条 管理職手当の支給に関する規則(昭和28年規則第21)号の一部を次のように改正する。

別表中

「

福祉事務所長	40,000円
会計管理者	40,000円
次長	35,000円
課長	30,000円
室長	30,000円
主幹	30,000円

」

を

「

福祉事務所長	40,000円
次長	35,000円
課長	30,000円
室長	30,000円
会計管理者	30,000円
主幹	30,000円

」

に改める。

(特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正)

第14条 特別勤務手当の支給に関する規則(平成3年規則第26号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

理事、部長、福祉事務所長、議会事務局長、会計管理者、名誉院長、院長、副院長及び次長の職にある者

課長、室長、支所長、議会事務局次長、東京事務所長、地域包括支援センター長、こども家庭センター長、統括支援員、主幹、局長、図書館長及び事務長の職にある者

」

を

「

理事、部長、福祉事務所長、議会事務局長、名誉院長、院長、副院長及び次長の職にある者

課長、室長、会計管理者、支所長、議会事務局次長、東京事務所長、地域包括支援センター長、こども家庭センター長、統括支援員、主幹、局長、図書館長及び事務長の職にある者

」

に改める。

(岩見沢市財務規則の一部改正)

第15条 岩見沢市財務規則(平成12年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「学校教育部長及び生涯教育部長並びに」を「教育部長及び」に改める。

(岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第16条 岩見沢市福祉事務所設置条例施行規則(昭和26年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「、児童福祉係」を削り、同条第3号中「子ども未来課」を「こども未来課」に改める。

第5条第1号ア(ク)中「の支給」を削り、同条第3号アに次のように加える。

(エ) 障害児福祉手当等に関すること。

(岩見沢市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正)

第17条 岩見沢市青少年問題協議会条例施行規則(昭和31年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「生涯学習推進課」を「生涯教育課」に改める。

(岩見沢市長の権限に属する事務の委任規則の一部改正)

第18条 岩見沢市長の権限に属する事務の委任規則(昭和48年規則第40号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 次に掲げる施設の管理運営並びに使用料等の徴収及び減免に関する事。

ア 岩見沢市都市公園条例(昭和36年条例第19号)第13条第1項(別表第6及び別表第7のあやめ公園パークゴルフ場、幾春別川リバーパークパークゴルフ場、玉泉館跡地公園茶室及びひょうたん沼交流広場公園を除く。)に定める有料公園施設

イ 岩見沢スポーツセンター

ウ 岩見沢市立児童館条例(昭和49年条例第39号)第2条に定める児童館

エ 岩見沢市総合体育館

オ 岩見沢郷土科学館

カ 岩見沢市野球場

キ いわみざわ公園野外音楽堂

ク 岩見沢市民会館

ケ 岩見沢市農山村地域公園条例(平成17年条例第80号)第12条(別表第5の土里夢公園パークゴルフ場に限る。)に定める有料公園施設

コ 岩見沢市北村多目的体育館

サ 岩見沢市北村ゲートボール場

シ 岩見沢市栗沢スポーツ公園

ス 岩見沢市北村学習交流館

セ 岩見沢市北村環境改善センター
ソ 岩見沢市北村トレーニングセンター
タ 岩見沢市北村プール
チ 岩見沢市栗沢工芸館
ツ 岩見沢市来夢21（図書館分館を除く。）

第2条に次の1号を加える。

(9) 放課後児童健全育成事業に関すること。

（岩見沢市病院事業事業案決裁規則の一部改正）

第19条 岩見沢市病院事業事業案決裁規則（平成12年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2、別表第3及び別表第5中「庶務課長」を「総務課長」に、「庶務係長」を「総務係長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（岩見沢市事務分掌条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 第1条の規定の施行の際、現に次の左欄に掲げる部、課及び係に勤務する職員で施行日に別に辞令を交付されないものは、当該右欄の部及び課に勤務を発令されたものとする。

総務部	庶務課	庶務係	総務部	総務課
		文書法制係		
	職員課	職員厚生係		職員課
企画財政部	契約検査管理課	契約係		契約検査管理課
情報政策部	情報政策課	情報化推進係	企画財政部	情報政策課
		地域イノベーション推進係		
	情報システム課	情報システム係		情報システム課
		デジタル自治体推進係		

経済部	中心市街地活性化推進室	中心市街地活性化推進係	経済部	商工労政課
-----	-------------	-------------	-----	-------